

(趣旨)

第1条 この要綱は、建設業法(昭和24年法律第100号)第20条第2項及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)第12条及び第13条の規定に基づき、幕別町が発注する建設工事(建設業法第2条第1項に定める建設工事をいう。以下同じ。)について、不正行為の排除及び積算技術の向上を目的として、入札参加者に工事費内訳書の提出を求めることについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象建設工事)

第2条 予定価格が130万円を超える建設工事のうち、一般競争入札又は指名競争入札(以下「入札」という。)に付するものを対象とする。

(入札参加者への通知)

第3条 一般競争入札の公告又は指名競争入札通知書において、通知するものとする。

(記載内容)

第4条 入札参加者は、公示用設計図書の閲覧時に示す工事費内訳書(様式第1号)に、次に掲げる事項を記載し、押印するものとする。ただし、次に掲げる事項を全て満たしていれば、任意様式も可とする。

(1) 入札参加者の商号又は名称、代表者氏名、所在地、入札番号及び工事名

(2) 建設工事の入札毎に示す工事費内訳書の項目及びその項目に応じた金額

(書換え等の禁止)

第5条 入札参加者は、提出した工事費内訳書を書換え、引換え、又は撤回することが出来ないものとする。

(提出方法)

第6条 入札参加者は、初度の入札時に入札書を入れた封筒に工事費内訳書を同封し提出しなければならない。なお、再度入札となった場合は、2回目以降の入札に係る工事費内訳書の提出を省略できるものとする。

(工事費内訳書の審査)

第8条 開札後、予定価格の範囲内で最低価格をもって入札した者又は最低制限価格を設けた場合で予定価格と最低制限価格の範囲内で最低価格をもって入札した者の提出した工事費内訳書を落札者決定前に審査するものとする。

(入札の無効)

第7条 工事費内訳書が未提出の場合又は提出された工事費内訳書に不備があるものとして別表各号に掲げる事項に該当する場合は、競争入札心得第7条第12号に該当する入札として、当該入札を無効とする。ただし、軽微な誤記と認められる場合は、注意を行った上で無効としないことができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行し、同日以後に一般競争入札の公告及び指名競争入札の通知を行う建設工事から適用する。

別表

分類	未提出又は不備があるものとされる場合
1 未提出であると認められる場合	(1) 工事費内訳書の全部又は一部が提出されない場合
	(2) 工事費内訳書と無関係な書類である場合
	(3) 他の工事の工事費内訳書である場合
	(4) 白紙である場合
	(5) 記名押印がない場合
	(6) 複数の工事費内訳書が提出されるなど、工事費内訳書の特定ができない場合
	(7) 他の入札参加者が作成した工事費内訳書を使用した場合
	(8) 入札書と工事費内訳書の同一性が判断できない場合
2 記載内容に不備があると認められる場合	(1) 工事費内訳書の記載内容に誤りがある場合
	(2) 工事費内訳書の合計金額が入札書記載金額と異なる場合
	(3) 工事費内訳書の合計金額が入札金額を上回っている場合
	(4) 値引き又はマイナスの金額を計上している場合
	(5) 工事費内訳書の計算に誤りがある場合
	(6) 工事費内訳書と無関係な書類が添付されている場合
3 その他未提出又は不備があると認められる場合	